情報システム課所管の電子計算機室等におけるサーバ等の設置に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、総務局情報経営部情報システム課(以下「情報システム課」という。)以外の課等が所管するサーバ等を電子計算機室等に設置する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 局等 千葉市事務分掌条例(昭和62年千葉市条例第2号)第1条に定める局、区役所、 消防局、水道局、病院局、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会 事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局をいう。
 - (2) 課等 次に掲げる組織をいう。
 - ア 千葉市事務分掌規則(平成4年千葉市規則第2号)第1条に定める課及び室(課に置かれる室を除く。)
 - イ 千葉市事業所事務分掌規則(平成4年千葉市規則第3号)別表第1に定める第一類の事業所及び第二類の事業所(課を置く事業所にあってはその課)
 - ウ 千葉市区役所事務分掌規則(平成4年千葉市規則第4号)第2条及び第5条に定める課 並びに第7条に定める市民センター
 - エ 千葉市保健所規則(昭和63年千葉市規則第19号)第3条に定める課
 - オ 西部及び東部児童相談所
 - カ 消防局に置かれる課、消防学校及び消防署に置かれる課
 - キ 水道局
 - ク 病院局
 - ケ 会計室
 - コ 千葉市教育委員会組織規則(昭和45年千葉市教育委員会規則第4号)第16条に定める教育委員会の事務局に置かれる課並びに同規則第20条に定める第一類の教育機関及び第二類の教育機関(課を置くものにあっては課)並びに千葉市立小学校設置条例(昭和39年千葉市条例第15号)第2条に定める小学校、千葉市立中学校設置条例(昭和39年条例第16号)第2条に定める中学校、千葉市立高等学校設置条例(昭和39年千葉市条例第17号)第2条に定める高等学校、千葉市立特別支援学校設置条例(昭和39年千葉市条例第18号)第2条に定める養護学校
 - サ 選挙管理委員会事務局
 - シ 人事委員会事務局
 - ス 監査委員事務局に置かれる課
 - セ 農業委員会事務局
 - ソ 議会事務局に置かれる課
 - (3)情報システム 千葉市電子情報処理規程(平成14年千葉市訓令(甲)第10号。以下「規程」という。)第2条第8号に規定する情報システムをいう。
 - (4)電子計算機室等 規程第2条第6号に規定する電子計算機が設置される室で、情報システ

ム課が管理しているものをいう。

- (5) サーバ等 コンピュータネットワークを介して利用者に対し機能を提供する電子計算機及 びそれに付随する機器等(国、県及び他の地方公共団体等から運用又は管理を委任されたも のを含む。)をいう。
- (6) 共通基盤システム 情報システム課が管理する情報システムで、複数の局等の情報システムが利用するものをいう。

(設置等の協議)

- 第3条 情報システムを所管する課等の長(以下「情報システム責任者」という。)は、電子計算機室等にサーバ等を設置しようとするときは、原則として設置を希望する時期の前年度の6月末日までに、サーバ等設置協議書(様式第1号)により総務局情報経営部情報システム課長(以下「情報システム課長」という。)と協議しなければならない。
- 2 情報システム責任者は、前項による協議書には、設置(予定)機器の一覧表、ネットワーク の構成図、障害又は事故の発生時における連絡体制その他情報システム課長が必要と認める書 類を添付するものとする。
- 3 前2項に定めるほか、情報システム責任者は、サーバ等の設置後の運用及び保守に関し次に 掲げる事項を情報システム課長へ委任しようとするときは、サーバ等の運用保守に係る委任協 議書(様式第2号)により、第1項の規定による協議と併せて情報システム課長と協議しなけ ればならない。
- (1) サーバ等の監視
- (2) 日常の定型的なオペレーション作業
- (3) その他情報システム課において実施することが事務の効率上合理的と認められる事項 (設置の承認等)
- 第4条 情報システム課長は、前条第1項の規定による協議があった場合においては、サーバ等の電子計算室等への設置について、次の各号のすべてに該当すると認めたときは、電子計算機室等へのサーバ等の設置を承認するものとする。
 - (1) 規程及び千葉市情報セキュリティポリシーを遵守したものであること。
 - (2) 共通基盤システムを利用する情報システムで、複数の局等が利用するものであること。
 - (3) 他の設置場所を確保することが困難であると認められること。
- 2 情報システム課長は、前項に定める場合のほか、市の事務事業の執行にやむを得ないと認め る場合は、電子計算機室等へのサーバ等の設置を承認することができる。
- 3 情報システム課長は、前2項の規定による承認をしたときは、当該情報システム責任者にサーバ等設置承認書(様式第3号)によりその旨回答するものとする。
- 4 情報システム課長は、前条第3項の規定による協議があった場合においてサーバ等の設置後 の運用及び保守を情報システム課において実施することが事務効率上合理的と認めるときは、 当該協議に係る事項の委任を受けることを承認するものとする。
- 5 情報システム課長は、前項の規定による承認をしたときは、当該情報システム責任者にサーバ等の運用保守に係る受任承認書(様式第4号)によりその旨回答するものとする。 (設置作業の申請)
- 第5条 情報システム責任者は、前条第3項の規定による承認を受けた後、電子計算機室等にお

いてサーバ等を設置する作業を行おうとするときは、原則として当該作業を開始する日の2月以上前までに、サーバ等設置・保守作業申請書(様式第5号)を情報システム課長に提出するものとする。

(設置作業に係る遵守事項)

- 第6条 情報システム責任者は、電子計算機室等にサーバ等を設置するに当たっては、千葉市情報セキュリティ対策基準第8の3に定める事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 既存の情報システムに対する安全性を確保するため、あらかじめ次に掲げる項目について確認をすること。
 - ア 既存の情報システムへの影響の有無
 - イ 設置日程、作業内容及び作業手順
 - ウ搬入経路
 - (2) 搬入の際は、その運搬経路に養生措置を施し、建物及び機器等の保護を行うこと。
 - (3) 設置の際は、耐震措置を施すなど転倒、落下防止措置を講ずること。
 - (4) 電線及び回線の敷設をするときは、既設の線に注意し施工すること。
 - (5) 敷設した電線及び回線については、接続先を表示すること。
 - (6) 電線を収容した分電盤にあっては、収容前及び収容後の負荷を計測し、その安全性を確認すること。
 - (7) その他情報システム課長が必要と認める指示に従うこと。

(運用及び保守の実施方法)

- 第7条 情報システム責任者は、電子計算機室等に設置したサーバ等の運用及び保守を行うに当たっては、その実施方法を定めた運用保守実施手順書を2部作成し、1部を自ら保有するとともに、1部を情報システム課長に提出するものとする。また、その内容を更新したときも、同様とする。
- 2 情報システム責任者は、第4条第4項により承認を受けたサーバ等の運用及び保守に関する 事項については、第13条に定める予算措置のうえ、サーバ等運用保守委任書(様式第6号) により、情報システム課長へ委任するものとする。

(保守作業の申請)

第8条 情報システム責任者は、前条第2項に定める場合を除き、電子計算機室等において設置したサーバ等の保守作業を行おうとするときは、原則として当該作業を開始する日の1週間以上前までに、サーバ等設置・保守作業申請書を情報システム課長に提出するものとする。ただし、障害又は事故発生時等の緊急の保守作業を行おうとするときは、この限りでない。

(電子計算機室等の環境及び設備の管理)

- 第9条 情報システム課長は、電子計算機室等の電源、空調等の環境及び設備の管理を行うものとする。
- 2 情報システム課長は、電子計算機室等の環境及び設備の異常発生時において、その事象がサーバ等又はサーバ等が提供する業務に影響を与えると判断したときは、次条第1項の規定により提出を受けた障害又は事故の発生時における対応方法に基づき、情報システム責任者へ連絡するものとする。

(障害又は事故の発生時の体制及び対応)

- 第10条 情報システム責任者は、設置したサーバ等に障害又は事故が発生した場合(コンピュータウィルス感染や不正アクセス等の情報セキュリティが侵害される事案が発生したときを含む。)の対応について、第3条第2項の規定によりサーバ等の設置に係る協議の際に添付した障害又は事故の発生時における連絡体制をより具体化した対応方法を2部作成し、1部を自ら保有するとともに、1部を情報システム課長に提出しなければならない。また、その内容を更新したときも、同様とする。
- 2 情報システム課長は、第7条第2項により委任を受けた事項の対応時において、異常の発生 を認めたときは、前項の規定により提出を受けた障害又は事故が発生した時における対応方法 に定めるところにより、当該委任をした情報システム責任者に連絡するものとする。

(サーバ等の更新又は増設)

第11条 第3条から前条までの規定は、電子計算機室等に設置したサーバ等を更新し、又は増設しようとする場合に準用する。

(サーバ等の撤去)

第12条 情報システム責任者は、電子計算機室等に設置したサーバ等を撤去しようとするときは、あらかじめ撤去作業計画書を作成し、情報システム課長に提出しなければならない。

(予算の措置)

第13条 電子計算機室等へのサーバ等の設置に要する経費は、サーバ等を所管する課等において予算措置を講ずるものとする。また、運用及び保守、更新、撤去等に関する経費も、同様とする。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、情報システム課長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年3月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に電子計算機室等に設置されている情報システム課以外の課等が所管するサーバ等については、第4条の規定による情報システム課長の承認を得て設置したものとみなす。この場合において、情報システム責任者は、情報システム課長の求めに応じて、当該サーバ等に係る設置機器の一覧表、ネットワークの構成図、運用保守実施手順書、障害又は事故の発生時における対応方法その他情報システム課長が必要と認める書類を提出するものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

サーバ等設置協議書

年 月 日

(あて先) 総務局情報経営部情報システム課長

	(6) COLO MESSANO HIS INVESTIGATION OF THE PRINCIPLE OF TH	
	(情報システム責任者)	課長
	情報システム課所管の電子計算機室等におけるサーバ等の設置に関する取扱要綱第 規定により、下記のとおり協議します。	3条第1項
	記	
1	システム名称	
2	システム概要	
3	協議理由	
4	設置希望時期	
5	添付書類 ・ 設置 (予定) 機器の一覧表 ※サイズ、重量、所要電力、発熱量を明記のこと ・ ネットワークの構成図 ・ 障害又は事故の発生時における連絡体制 ・ その他 ()
6	予算措置	
7	開発及び保守環境	
8	その他特記事項	
	担 当:	

連絡先:

サーバ等の運用保守に係る委任協議書

年 月 日

(あて先) 総務局情報経営部情報システム課長

	(10) (1) IN THE PART OF THE PA		
		(情報システム責任者)	課長
	青報システム課所管の電子計算機室等に 見定により、下記のとおり協議します。	こおけるサーバ等の設置に関す	る取扱要綱第3条第3項
		記	
1	システム名称		
2	運用保守概要		
3	委任希望事項		
4	協議理由		
5	委任希望時期		
6	予算措置		
7	その他特記事項		
		担 当:	

連絡先:

サーバ等設置承認書

年 月 日

(あて先) (情報システム責任者)

課長

総務局情報経営部情報システム課長

年 月 日付けで貴職より協議のありました当課所管の電子計算機室等へのサーバ等の設置に関して、下記のとおり承認します。

記

- 1 システム名称
- 2 設置にあたっての留意事項

担_	当:		
津級	文 生 ·		

サーバ等の運用保守に係る受任承認書

年 月 日

(あて先) (情報システム責任者)

課長

総務局情報経営部情報システム課長

年 月 日付けで貴職より協議のありました当課所管の電子計算機室等への設置に伴うサーバ等の運用保守に係る事項を当課が受任することに関して、下記のとおり承認します。

記

- 1 システム名称
- 2 承認事項
- 3 受任にあたっての条件

担	当:		
二十分	女 / : .		

サーバ等設置・保守作業申請書

年 月 日

(あて先) 総務局情報経営部情報システム課長

(情報システム責任者)	課長
-------------	----

情報システム課所管の電子計算機室等におけるサーバ等の設置に関する取扱要綱第5条又は第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

作	業	期	間			年	月	日	()	から		年	月	日	()	まで
時			間		4	二前•	後	時		分	\sim	午前•後		時		分	
場			所														
作	業	名	称														
	र्या	k	-1 √.	会社	土名						責任	£者氏名					
作	茅	Ė	者	住	所						連	絡 先					
作	業	内	容														
立会	含者	(職員	∄)		職	氏名	ı										
備			考														

担	当:			
連絡	5 先:			

サーバ等運用保守委任書

年 月 日

連絡先:

(あて先)	総務局情報経営部情報システム課長

	(めく先) 総務同情報経営部情報シスプ	アム課長	
		(情報システム責任者)	課長
		より承認されました当課所管のサーバ等の近 電子計算機室等におけるサーバ等の設置に関 おり委任します。	
		記	
1	システム名称		
2	委任事項の詳細		
3	上記事項の実施手順 ※作業スケジュー	ル、管理方法等を明記のこと	
4	その他特記事項		